

物品製造請負契約書



1. 契約物品 参議院議員記章、参議院前議員記章、記章保管用桐箱及び記章用紐製造

品名	規格	単位	数量	単価	金額
記章(議員記章 舟型)		個	11	15,000	165,000
記章(議員記章 ピン型)		個	13	15,000	195,000
記章(議員記章 タイタック型)		個	100	15,000	1,500,000
記章(前議員記章 舟型)		個	46	13,000	598,000
記章(前議員記章 ピン型)		個	10	13,000	130,000
保管用桐箱		個	180	250	45,000
記章用紐(議員記章用)		本	111	1,050	116,550
記章用紐(前議員記章用)		本	46	1,050	48,300
小計					2,797,850
消費税					279,785
合計					3,077,635

2. 契約金額 3,077,635 円(内消費税額 279,785 円)

3. 履行期限 令和4年 6月30日

4. 納入場所 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館1階 庶務部会計課

5. 契約保証金 免除

上記物品の製造について、注文者 参議院 と請負者 株式会社龍村美術織物関東店 とは、
次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年4月1日

注文者 東京都千代田区永田町1-7-1
支出負担行為担当官
参議院庶務部会計課長 高嶋 久志

受注者 東京都中央区日本橋11
株式会社龍村美術織物関東店
関東店長

製造請負契約条項

(総則)

第1条 この契約に定める条件に従い、請負者（以下「乙」という。）は、この契約書に附属する仕様書及び図面又は見本その他参考のために供された資料（以下「仕様書等」という。）に基づき、契約物品を製造して履行期限までに引き渡し、注文者（以下「甲」という。）は、乙にその代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託の取扱い)

第3条 乙は、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の再委託に関する書面の変更を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を甲に提出し、甲による承認を受けなければならない。

4 乙は、第2項又は第3項の規定により第三者に委託した場合は、その第三者の選任及び監督その他的一切の行為について、甲に対して責任を負う。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許権、実用新案権、又は意匠権にかかる特許発明、実用新案又は意匠の実施について責任を負うものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(承認用図面等)

第6条 乙は、仕様書等の定めるところにより、承認用図面又は承認用見本の提出を必要とする場合には、当該図面又は見本について甲の承認を得た後でなければ、契約物品の製造に着手してはならない。

(官給品等の支給又は貸与)

第7条 甲が仕様書等の定めるところにより契約物品の製造のため乙に対して材料、部品又は工具等（以下「官給品等」という。）を支給又は貸与する場合においては、支給又は貸与する官給品等の品名、数量、規格及び引渡し場所は、仕様書等に定めるところによるものとし、その引渡し時期は、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙は、甲から官給品等の引渡しを受けるときはこれに立ち会い、品名、数量及び規格等について仕様書等と照合の上、異状の有無を確認するものとし、官給品等中数量の不足又は異状品（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。）を発見した場合には、直ちに甲に申し出てその指示を受けるものとする。
- 3 乙は、甲から官給品等の引渡しを受けたときは、これと引換えに受領書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、甲から引渡しを受けた官給品等を、善良なる管理者の注意をもって保管し、この契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

（官給品等の返還）

第8条 乙は、契約物品の製造の全部又は一部の完了、契約の変更、契約の解除等により、甲から引き渡された官給品等のうち不用となったものがあるときは、直ちに甲に通知し、甲の指示するところに従い、これを甲に返還しなければならない。

（官給品等の滅失、損傷）

第9条 乙は、故意又は過失その他自己の責めに帰すべき事由により官給品等を滅失、又は損傷した場合には、甲の指示するところにより官給品等の補修若しくは代品の納付を行い、又はその損害を賠償しなければならない。

（契約の変更）

第10条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において、仕様書等を変更することができる。

- 2 甲は、仕様書等を変更する場合には、契約金額、履行期限、その他この契約に定める条件について乙と協議しなければならない。
- 3 甲は、履行期限、納入場所、その他この契約に定める条件を、乙と協議の上変更することができる。

（経済情勢等の変動に基づく契約の変更）

第11条 甲又は乙は、この契約の締結後、著しい経済情勢の変動、天災地変等により、この契約に定める条件では契約の履行が困難となったときは、双方協議の上、この契約に定める条件を変更することができる。

（製造の一時中止）

- 第12条 甲は、必要がある場合には、契約物品の製造を一時中止させることができる。
- 2 前項の場合において、乙に損害が生じた場合には、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。
 - 3 契約物品の製造を一時中止した後、再開した場合の履行期限は、甲乙協議して定める。

（乙の請求による履行期限の猶予）

- 第13条 乙は、天災地変等その責めに帰すことのできない事由、その他やむを得ない事由により履行期限までに契約物品の引渡しができない場合には、甲に対し、その事由を付して履行期限の猶予を求めることができる。
- 2 甲は、前項の請求が正当であると認めた場合、又はやむを得ない事由があると認めた

場合は、支障がないと認められる期限（以下「猶予期限」という。）までに履行期限を猶予することができる。

3 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、履行期限又は猶予期限までに契約物品の引渡しができない場合には、履行期限又は猶予期限として定められた日の翌日から履行を行った日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第1項から第5項までに定める利率により計算した金額を遅滞金として甲に支払うものとする。

（監督）

第14条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。また、監督職員を変更したときも同様とする。

2 甲は、監督職員に乙の請負業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

3 監督職員は、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての乙に対する指示、承諾又は協議
- 二 本契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
- 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

（中間検査）

第15条 甲又は監督職員は、必要があると認めるときは、製造中の契約物品について、その材料、工程、部品及び製品等に関し契約物品の納入前に検査を行うことができる。

2 甲又は監督職員は、前項に定める検査（以下「中間検査」という。）の実施に当たり、乙の製造を不当に遅延させてはならない。

3 甲又は監督職員は、中間検査を行うため、乙又は乙の下請負者の工場又は事業所に立ち入ることができる。

4 中間検査の実施の期日及び場所は、甲乙協議して定める。

5 乙は、中間検査の期日までに当該検査に必要な準備を完了しなければならない。

6 乙は、中間検査に立ち会わなければならない。

（契約物品の納入）

第16条 乙が契約物品の製造を完了し、第18条に定める検査のために契約物品を納入場所へ持ち込むことを納入という。

2 乙は、契約物品を納入しようとするときは、納入の期日等について甲又は監督職員に通知し、その指示に従わなければならない。

（納入の届け出）

第17条 乙は、甲又は監督職員の指示に従い契約物品を納入する場合には、納品書を添え甲又は監督職員に届け出るものとする。

2 甲又は監督職員は、前項に規定する届出があった場合には、天災地変等やむを得ないときを除きこれを受理しなければならない。

3 甲又は監督職員は、前項の規定に基づき契約物品を受理する場合には、契約物品の数量が納品書に記載された数量と合致するかどうかについて確認しなければならない。

(受領検査)

第18条 甲又は監督職員は、納入された契約物品について、その材料、部品及び構造等が仕様書等に合致するものであるか否かについて検査（以下「受領検査」という。）を行うものとする。

2 甲又は監督職員は、契約物品の納入を受けたときは、その日から起算して10日以内に受領検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

4 甲又は監督職員は、乙から立会いの申出があった場合には、受領検査の日時を乙に通知しなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会わない場合には、受領検査の結果について異議を申し立てることができない。

6 乙は、第1項の受領検査の結果、契約物品が不合格となった場合には、甲又は監督職員の指示に従って補修し又は完全な物品と取り替えて完納しなければならない。

7 前項の場合における受領検査については、前各項の規定を準用する。

(検査)

第19条 乙は、前条の受領検査に合格したときは、業務完了に関する報告書を甲に提出し、甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 甲又は検査職員は、前項の業務完了に関する報告書の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に履行完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補を行い、甲又は検査職員による再度の検査を受けなければならない。

(請求及び支払)

第20条 乙は、前条の検査に合格し、甲又は検査職員から履行完了の確認の通知を受けたときは、契約金額の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内にその代金を支払わなければならない。

3 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、遅延利息を支払うものとする。

(所有権の移転)

第21条 契約物品の所有権は、甲が第19条の検査の結果、当該物品を合格したものと認めたときに甲に移転するものとする。

2 契約物品の所有権が甲に移転するまでに要する費用は、全て乙の負担とする。

(危険負担)

第22条 甲乙双方の責めに帰することができない事由により、乙が契約物品の全部又は一部の引渡しができない場合には、乙は、当該部分について契約物品の引渡しの義務を免れるものとし、甲は、当該部分についての代金の支払請求を拒むことができるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、乙が契約物品の全部又は一部の引渡しができない場合には、乙は、当該部分について契約物品の引渡しの義務を免れるものとし、甲は、乙が当該部分の製造に要した費用を乙に支払うものとする。

3 前項に規定する製造に要した費用の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(所有権移転前の契約物品に対する損害の負担)

第23条 甲の責めに帰すべき事由により、第17条に定めるところに従い甲が受理した契約物品について、その所有権の移転前に滅失、損傷、その他の損害が生じた場合には、その損害は、甲の負担とする。

2 前項に定める場合を除き、所有権の移転前に生じた契約物品の滅失、損傷、その他の損害は、乙の負担とする。ただし、甲が官給品等を支給している場合であつて、契約物品の滅失、損傷、その他の損害が天災地変等、乙の責めに帰することのできない事由によるときは、契約物品のうち甲の支給した官給品等にかかる部分についての損害は、甲の負担とする。

(相殺)

第24条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、乙に支払うべき契約代金と相殺することができる。

(甲の解除権)

第25条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な事由（乙の資産信用が著しく低下した場合を含む。）なくして履行期限又は猶予期限までに乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないときであつて、これにより甲がこの契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 乙が第2条及び第3条の規定に違反したとき。
- (3) この契約の履行に当たつて、乙又はその代理人若しくは使用人等に不正な行為があつたとき、又は甲の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 前3号に定める場合のほか、乙の契約上の義務違反によりこの契約の目的を達する見込みがないとき。
- (5) 第13条の規定により、乙が履行期限の猶予を申請した場合で、甲がやむを得ない事由により、その変更に応ずることができないとき。
- (6) 乙が破産手続開始の決定を受け、又は制限行為能力者となったとき。
- (7) 甲の都合により、契約の解除を必要とするとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又

はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項第7号の規定によりこの契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第26条 甲は、前条のほか、乙が契約を履行しない場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第27条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第10条第2項又は第12条第2項に規定する協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、この契約の目的を達する見込みがないとき。

(契約保証金)

第28条 乙が契約締結に際して、甲に対し契約保証金を納付した場合においては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 契約保証金に対しては、利息を付さないものとする。

(2) 契約保証金の納付は、銀行保証書を担保として提供させ、これに代えることができる。

(3) 前号の銀行保証書の担保価額は、保証金額とする。

- (4) 乙がその責めに帰する事由によりこの契約を解除され、又はこの契約を履行することができないときは、乙が甲に納付した契約保証金は、国庫に帰属するものとする。
- (5) 甲は、この契約の履行が完了したときは、契約保証金を乙に返還しなければならない。

(違約金)

第 29 条 甲は、この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が第 25 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 26 条の規定に該当するときは、解除部分に対する契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額）の 10/100 に相当する金額を違約金として、乙から徴収するものとする。

- 2 甲は、乙が契約保証金を納付している場合には、契約保証金を前項に定める違約金に充当するものとする。
- 3 前項の規定により、甲が契約保証金を違約金に充当したのちにおいて、契約保証金に残額がある場合には、甲は、当該残額を速やかに乙に返還しなければならない。
- 4 甲は、乙が甲の指定する期限までに第 1 項に規定する違約金を納付しない場合には、当該違約金に対し、期限の終了した日の翌日から納付のあった日までの日数について、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令 337 号）第 29 条第 1 項に定める率の割合で計算した額の遅延利息を付して徴収するものとする。
- 5 乙は、第 25 条第 1 項第 8 号の規定によりこの契約を解除された場合は、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額）の 10/100 に相当する額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。
- 6 前項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

(損害賠償の請求)

第 30 条 乙は、この契約が第 25 条第 1 項第 7 号又は第 27 条第 2 号の規定により解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対しその損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に定める損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に文書により行わなければならない。
- 3 第 1 項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不適合責任)

第 31 条 乙は、甲に引き渡した契約物品の契約不適合について、担保の責めを負うものとする。ただし、甲が官給品等を支給した場合における当該官給品等の契約不適合及びそれらに起因する契約不適合並びに甲の指示した事項に起因して生じた契約不適合若しくは第 17 条第 3 項の規定により契約物品の全数について数量の確認を受けた物品の場合における数量の契約不適合については、担保の責めを負わないものとする。

- 2 前項に定める契約不適合についての担保の期間は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 契約物品についての契約不適合が契約物品の品質に関するものであり、かつ、契

約不適合の発生について、乙の故意又は重大な過失がない場合には、契約物品の引渡しのときから1か年とする。

(2) 前号に定める場合以外の契約物品の契約不適合については、甲が当該契約不適合を発見したときから1か年とする。

3 甲は、前項に定める期間内において、契約不適合のある契約物品について、乙に対し相当の期限を定めて、数量の追加、他の良品との引替え、不足分の引渡し若しくは契約不適合の補修（以下「補修等」という。）による履行の追完を請求し、又は補修等に代えて、若しくは補修等とともに、当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。

4 前項の契約不適合が甲の責に帰する事由によるものであるときは、甲は同項の規定に基づく請求をすることができない。

5 第3項に定める履行の追完において、民法第562条第1項ただし書の規定にかかわらず、乙は甲が請求する履行方法により実施するものとする。

6 第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

7 甲は、契約物品の契約不適合によって、この契約の目的を達することができない場合には、第3項に定める請求に代えて、この契約を解除し、乙に対し損害賠償の請求を行うことができる。

8 甲は、第2項に定める期間内において、契約物品について契約不適合を発見した場合には、遅滞なく乙に通知するものとする。

（紛争の解決）

第32条 この契約の条項中、甲乙協議を要するものについて協議が整わない場合、その他この契約に定める事項につき紛争が生じた場合は、その解決方法は、甲乙協議して定めることとし、協議が整わない場合には、甲乙双方に利害関係を有しない第三者にあつせん又は調停を依頼し、その解決を図るものとする。

（談合その他の不正行為に対する措置）

第33条 乙は、本契約に関する次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、本契約による契約金額（契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10/100に相当する金額（以下この条において「違約金」という。）を甲の指定する期日までに甲に支払わなければならない。なお、本契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号又は第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項

若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員)に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
 - (4) その他乙が前3号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項に規定する場合において、指定の期日までに違約金を支払わなかった場合は期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に定める率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 5 前4項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(その他)

第34条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

仕様書

1. 件名

参議院議員記章、参議院前議員記章、記章保管用桐箱及び記章用紐製造

2. 数量内訳

(1) 参議院議員記章 124個

内訳

舟型(紐付き)	11個
ピン型	13個
タイタック型(紐付き)	100個

(2) 参議院前議員記章 56個

内訳

舟型(紐付き)	46個
ピン型	10個

(3) 参議院議員記章及び参議院前議員記章の保管用桐箱 180個

内訳

議員記章用	124個
前議員記章用	56個

(4) 記章用紐 157本

内訳

議員記章舟型用	11本
同タイタック型用	100本
前議員記章舟型用	46本

3. 調達物品の特質等

(1) 参議院議員記章

材質等

刻印

仕上げ

形状 見本品及び別紙1-①、1-②参照

(2) 参議院前議員記章

材質等

刻印

仕上げ

形 状 見本品及び別紙2参照

(3) 参議院議員記章及び参議院前議員記章の保管用桐箱

材 質 桐

形 状 縦4 cm×横4 cm×高さ3 cm

(4) 記章用紐

品 質

織維度

構 造

組み柄

色

染 料

寸 法

作業工程



図1

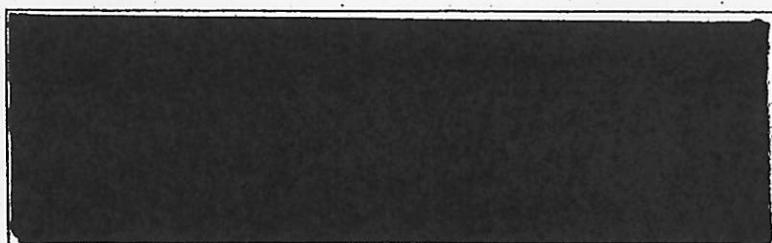
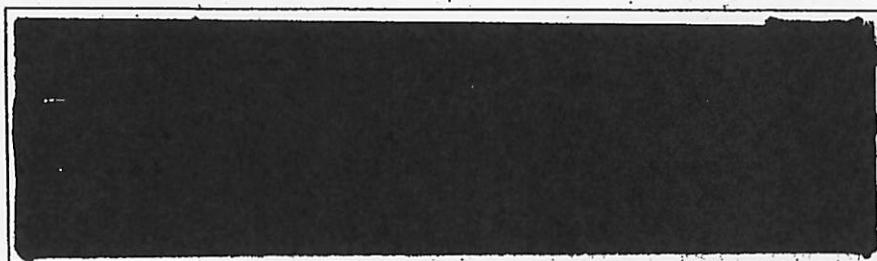


図2



(5) その他

4. 貸与品

見本品として以下の物（既存物）を貸与する。

なお、貸与品は履行期限までに必ず返却すること。

- ① 参議院議員記章 3個 (舟型(紐付)、ピン型及びタイタック型(紐付) 各1個)
- ② 参議院前議員記章 2個 (舟型(紐付) 及びピン型 各1個)
- ③ 記章保管用桐箱 1個

5. 工程表

契約締結後、速やかに納品までの工程表を提出し、本院の担当職員(以下「担当職員」とする。)の了承を得ること。

また、受注者の都合により工程を変更する場合は、直ちにその事情等を担当職員に報告するとともに、変更後の工程表を提出し、同職員の了承を得ること。

なお、本院の都合により工程を変更せざるを得ない場合は、担当職員と協議の上、速やかに変更後の工程表を提出し、同職員の了承を得ること。

6. 履行期限

令和4年 6月30日(木)

※納入日は、担当職員と協議の上決定すること。

7. 納入場所

庶務部会計課 千代田区永田町1-1 1-16 参議院第二別館東棟1F

8. 納品及び引渡し

(1) 納品の際は、全ての記章を1個ずつ保管用桐箱に納めること。また、舟型及びタイタック型にはそれぞれ記章用紐を取り付けておくこと。なお、記章を納めた保管用桐箱は、別途、箱を用意し、議員記章の舟型、ピン型、タイタック型及び前議員記章の舟型、ピン型の5種類に分けて納品すること。

(2) 納品の際は、担当職員の確認をもって引渡しとする。その際、納入品の規格、数量等について相違又は不備がある場合は、直ちに補修又は交換を行うものとし履行期限までに納品すること。

9. 担当窓口

警務部警務課物品係 Tel 03-5521-7428

10. その他

(1) 調達物品は製作から納品までの間、紛失等が発生しないよう適切に管理すること。

また、貸与品についても同様に責任を持って管理すること。

(2) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に記載のない事項については、担当職員に確認の上、指示を受ける。

參議院議員記章

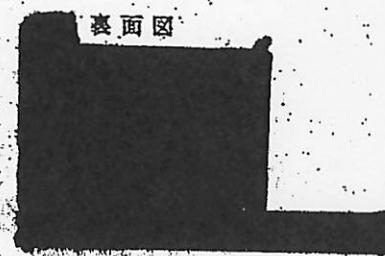
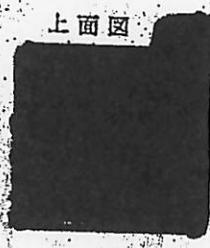
[舟型]

側面図



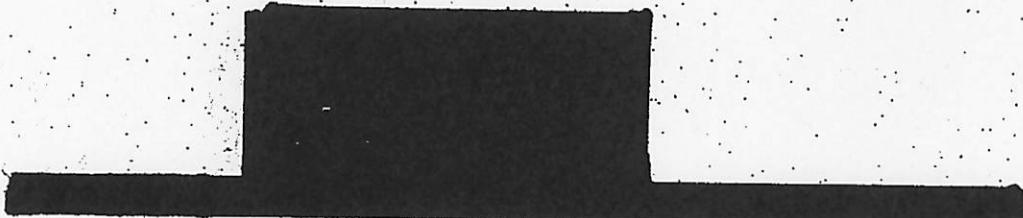
上面図

裏面図



[ピン型]

側面図



上面図

裏面図



$S^{m/m}$

参議院議員記章

〔タイタック型〕

側面図



S m/m

參議院前議員記章

[舟型]

側面図

上面図

裏面図

[ピン型]

側面図

上面図

裏面図

S m/m

